

議 第 389 号

令和 7 年 11 月 28 日提出

町の区域の変更について

公有水面の埋立てにより、あらたに次に掲げる土地が生じたことに伴い、熊本市の町の区域を次のとおり変更する。

熊本市長 大 西 一 史

あらたに生じた土地	編入する町
熊本市南区島口町字港 2 5 5 4、2 5 5 5、2 5 5 6 及び 2 5 7 6 の 2 に隣接介在する水路に隣接する道路地先並び に 2 7 9 3 地先公有水面埋立地 1 2, 2 5 7. 9 5 平方メートル	熊本市南区島口町 字港

(提出理由)

公有水面の埋立てにより、市の区域内の町の区域を変更するため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条第 1 項の規定に基づき、市議会の議決を求める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。